

- (1) 第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの特例許可申請手数料
 - ・ 1 件につき 160,000円
- (2) 都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
 - ・ 1 件につき 160,000円
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う構造上やむを得ない建築物の容積率の特例許可申請手数料
 - ・ 1 件につき 160,000円
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う構造上やむを得ない建築物の建蔽率の特例許可申請手数料
 - ・ 1 件につき 160,000円
- (5) 住宅又は老人ホーム等に一定の機械室等を設置する場合における建築物の容積率の特例認定申請手数料
 - ・ 1 件につき 27,000円
- (6) 一敷地内認定建築物の増築等を行う場合における公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定申請手数料等

種類		金額
一敷地内認定建築物の増築等を行う場合における公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定申請手数料	建築物の数が 1 である場合	78,000 円
	建築物の数が 2 以上である場合	78,000 円に 1 を超える 建築物の数に 28,000 円 を乗じて得た額を加算 した額
一敷地内認定建築物の増築等を行う場合における公告認定対象区域内に広い空地を有する場合における建築物の位置及び構造の許可申請手数料	建築物の数が 1 である場合	168,000 円
	建築物の数が 2 以上である場合	168,000 円に 1 を超える 建築物の数に 28,000 円 を乗じて得た額を加算 した額
一敷地内許可建築物の増築等を行う場合における公告許可対象区域内における建築物の位置及び構造の許可申請手数料	建築物の数が 1 である場合	168,000 円
	建築物の数が 2 以上である場合	168,000 円に 1 を超える 建築物の数に 28,000 円 を乗じて得た額を加算 した額